

保護者様

神戸市立須磨翔風高等学校
校長 津村 真人

感染症罹患時の文書類について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、感染症に罹患した生徒が診察を受けた際の文書について、神戸市教育委員会と神戸市医師会と協議の上、神戸市立学校で統一した登校許可書を使用することで、原則文書料が無料となっています。下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いします。ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

記

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患時

次の①と②の書類を提出してください。発症日翌日より8日以上欠席した場合は③を提出してください。

① 「インフルエンザ・新型コロナウイルスによる欠席期間の報告書」

本校のホームページから印刷可能です。

受診時の内容を確認し、保護者の方がご記入ください。

② 医療機関を受診後に発行される以下の書類(いずれか1点)

＊インフルエンザの場合【発症後5日(発症日を0日)経過し、かつ解熱後2日 を経過するまで】

- ・抗ウイルス薬が処方されたことが分かる調剤明細書
- ・診療明細書
- ・薬袋等

＊新型コロナウイルス感染症の場合

【発症後5日(発症日を0日)経過し、かつ症状が軽快(解熱)後1日を経過するまで】

- ・PCR 検査や抗原検査の結果通知書
- ・診療明細書
- ・医療機関から発行された書類で、新型コロナウイルス感染症と診断されたことが分かり、名前と日付が明記されているもの(療養期間のお知らせなど)

③ 「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用 登校許可書」

発症日翌日より8日以上欠席した場合は学校に連絡ください。書類をお渡ししますので、医療機関で記入してもらい、学校にご提出ください。(原則、神戸市内医療機関文書料無料)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患以外

百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)に罹患の場合は「登校許可書」を本校のホームページから印刷可能し、医療機関で記入してもらい、学校にご提出ください。原則、神戸市医師会加盟の医療機関は、文書料は無料です。

上記以外の出席停止と認められた感染症の場合は必ず学校に確認してください。医師の診断書が必要となる場合は有料になります。